

ニホンザル保護及び管理に関する検討会

議事概要

日時：令和 6 年 2 月 27 日（火） 13：30～17：30

場所：自然環境研究センター 7 階第 2 会議室

出席者

■検討委員（五十音順・敬称略）

宇野 壮春	合同会社東北野生動物保護管理センター 代表
江成 広斗	山形大学農学部 教授
鈴木 克哉	特定非営利活動法人里地里山問題研究所 代表理事
清野 紘典	株式会社野生動物保護管理事務所 広島事業所長
森光 由樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授
山端 直人	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

■環境省

宇賀神 知則	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長
佐宗 等征	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
大川 瑛子	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐

■事務局

滝口 正明	一般財団法人 自然環境研究センター
光岡 佳納子	一般財団法人 自然環境研究センター
川本 朋慶	一般財団法人 自然環境研究センター
小林 喬子	一般財団法人 自然環境研究センター
荒谷 友美	一般財団法人 自然環境研究センター
林 優季	一般財団法人 自然環境研究センター

議事

- (1) ガイドライン改定版（案）について
- (2) 今後のニホンザルの保護・管理の検討方針について

配布資料

出席者名簿

ニホンザルの保護及び管理に関する検討会開催要綱

資料 1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改定版（案）

資料2 今後のニホンザルの保護・管理の検討方針

参考資料 ガイドライン改定案に対する意見照会の結果

議事概要

議事1 ガイドライン改定版（案）について

資料1に沿って、事務局より説明。

■ I. 基本事項

○p6. 農作物被害金額の減少と捕獲数を高水準で維持してきたことに因果関係はあるか。

(宇野委員)

- ・2012年以降捕獲数は2万5千頭前後であり、農業被害金額の減少とはマッチしていない印象である。

(鈴木委員)

- ・因果関係はよくわからない。他種でも減少しており、耕作放棄、離農が進んでいるという議論もある。実数として農業被害金額、面積は減っているが、ニホンザルの分布も広がっており、そのため捕獲数も増えているという解釈である。

○p6. 捕獲の推進で群れの分裂が進み、分布域が拡大している可能性はあるか。

(江成委員)

- ・捕獲圧が高いのは分布の中心であると考えないと該当しないと思う。ただミクロなところに関してはそれが正しいかエビデンスがない。

(清野委員)

- ・西日本で関わっている地域においては、捕獲により分布拡大しているところは限定的であり、自然に分布拡大している地域が多い。必ずしも捕獲によって分布拡大しているとは言えない。

(森光委員)

- ・兵庫県も含めてどんどん耕作放棄地が広がっており、そこにニホンザルが入り込んでいく。分布拡大には、そちらとの因果関係もある。

○p12. 要配慮地域以外でも管理ユニットを残す方針でよいか

(鈴木委員)

- ・基本的には行政区域、県の出先機関の管轄ぐらいでユニットを定めるケースが多い。その管理ユニット内にニホンザルがいなくなってしまうことは、連続性を損なうことも想定されるので、このまま管理ユニットで管理していくという前提でよいのではないかと。
- ・隣接しているユニットとの連続性も考慮して、捕獲計画を立てるように記載する。

(清野委員)

- ・ユニット内の群れが全て加害レベル4以上という所はない印象であり、非常に稀なケースのため、現時点で深く議論する必要はないと思う。

(山端委員)

- ・管理ユニットの大きさは地域ごとにいえないため、ユニットごとに何群れと示すことは難しく、次の課題かもしれない。

(森光委員)

- ・加害レベル4は捕獲を進めていくと加害レベルが下がってくる。加害レベル4未満になれば、全頭捕獲の対象から外れ捕獲に歯止めがかかり、結果的にユニット内の群れがいなくなる状況はないと思う。

○p15. 要配慮地域以外でも、遺伝的背景などから要配慮地域と同様の配慮が必要な群れが存在する場合もあること、その群れは要配慮地域と同様の捕獲フローをたどることが望ましいことをどこかに記載した方がよいか。

(森光委員)

- ・あくまでも今回の要配慮地域の設定は、現状の少ない情報で作成したものであるというのが前提である。各府県がそれぞれ調査をして、要配慮地域であると判断するのであれば、各府県の管理計画に入れていただければよいと思う。将来的には情報を共有していただいてガイドラインに反映すべきである。

○p17. 要配慮地域内の群れに対して、個体数や群れの数をごとだけ残せばよいのか数字を示せるか。

(森光委員)

- ・兵庫県には要配慮地域だが、加害レベルが高い群れがある。絶滅しないように、捕獲制限をかけながら管理をしている。そういった県の事例を紹介することで、疑問に対する回答ができるのではないかな。

(事務局)

- ・ガイドラインでは、該当ページに、要配慮地域における具体的な管理の事例として、兵庫県の事例が参考になると記載している。

○p17. 要配慮地域で群れが1群しかいない状況で、加害レベルが高くて対策しきれない場合の対応はどうか。

(鈴木委員)

- ・自治体の判断に任せる。除去した後の影響を考慮した協議のうえで、判断すべきである。
- ・「4) 要配慮地域」において捕獲を実施する上での原則①～④の中に括弧があるため、ややこしくなっていると思う。原則はわかりやすくして、その上で例外事項を示したほうがよい。

(山端委員)

- ・議論を尽くした上で、自治体に対応を判断してよいということがわかるように記述すればよい。

(清野委員)

- ・要配慮地域で1群であっても、対策を尽くしても被害軽減しない場合、人身被害が発生しているなどは、全頭捕獲はあり得る。

○p17. 要配慮地域の個体群を保全することによる、個体群の連続性を維持することの必要性について(例: No. 2, 3, 7の個体群を保全することによる、白神山地と山形県の個体群の連続性を維持することの必要性など)

(宇野委員)

- ・東北地方の個体群は分断しており、環境省のレッドリストにおいても、地域個体群として守られるべきものである。

(江成委員)

- ・最終的なゴールとして、個体群をつなごうとしていることを共有することが必要である。
- ・個体群の連続性に強化することによって、ドラスティックな管理を進められるようにしようとする方が県には受け入れやすいかもしれない。

(鈴木委員)

- ・日本全体のニホンザルの保全を考えると、秋田県から山形県まで連続的に分布していることが望ましいと考える。将来的には加害レベルが低い群れで、連続的に分布していることを保全としては目指す。それが原則であって、もちろん例外規定は当てはまる。
- ・環境省が作成する計画のため、本来は保全の考え方も示すべきである。

(清野委員)

- ・保全上は分布拡大が望ましいが、分布拡大が被害地の拡大という風に解釈する自治体が多い。特定計画の目的に分布拡大を抑制するという記載があるところもある。

(森光委員)

- ・分布を広げることにに関して、自治体から間違った解釈をされる可能性がある。加害レベルが低く、自然林にいるニホンザルはコストパス解析に則って保全すべきであるし、一方で加害レベルが高いものに関しては、きちんと管理するというを示せばよい。

(山端委員)

- ・加害レベルを上げることなく、連続性を保つ、目指すという言葉が適切かもしれない。一方で、今回のガイドラインの改定では、要配慮するところは一定の配慮をしましょう、それ以外ではドラスティックな管理できるようにしましょうということを伝えたいため、分布の回復を目指すというところまでは示さなくてよいのかもしれない。

(事務局)

- ・皆さんからのご意見を基に、示し方を検討する。

- ・ 農作物被害金額の減少と捕獲数、捕獲の推進と群れの分裂について、因果関係は不明である。
 - ・ 要配慮地域以外でも管理ユニットを原則として残す方針とする。
- 要配慮地域について
- ・ ニホンザルの保全を考えると、最終的なゴールとして加害レベルが低い個体群が連続的に分布することが望ましい。ガイドラインでの示し方は検討する。
 - ・ 要配慮地域を選定して、個体群の連続性を強化することで、思い切った管理を進められるようにするものである。
 - ・ 各都府県が調査して要配慮地域であると判断する群れがあれば、ガイドラインで示す要配慮地域と同様の対応をすることが望ましい。将来的にはガイドラインにも反映すべきである。

■計画立案編

○p27. 「(2) 加害レベルの判定」について、客観的な評価を得るために「チェックといった方法（複数の方法が望ましい）による」に修正したほうがよいか

（宇野委員）

- ・ 現地調査やアンケート調査等の実施も記載されているため、それらを総合的に評価するという書きぶりでよいのではないか。

（鈴木委員）

- ・ 状況によって求められる精度が変わると思う。何もわかっていない状態からの加害レベルの把握はシンプルなものになるし、要配慮地域で全頭捕獲を検討する場合は、複数の手法でより客観的なものが必要となる。どういう方法を取るかは、各地域で決めていただく話になると思うが、そこまで細かく示せないと思う。そのため「総合的に判断する」という書き方でよいと思う。
- ・ より精度の高い加害レベル評価は、複数の調査手法により構成される。ただし、簡易的に加害レベルを評価することもあり、その場合は特定の人だけではなく複数人の評価を採用するなど客観性に配慮するとしたらどうか。

（清野委員）

- ・ ここでいう客観性は、捕獲に係る利害関係者が加害レベルを高く設定するということを危惧されているのだと思う。それであれば、捕獲に係る方以外が加害レベルを評価するという意味合いのことが含まれると思う。

（森光委員）

- ・ 1人の人間で加害レベルを判定することは限界がある。複数の人間がチェック（Wチェック）をして最終的な決定をしたほうがよいことを示されたほうがよい。
- ・ 地域の状況を知っているのは捕獲者という面もあり、利害関係者を排除すると機能しなく

なるのではないか。

(事務局)

- ・要配慮地域はより精度が高い加害レベル判定をすることが望ましいと追記する。

○p28. 加害レベル判定の「集落の農作物被害状況」の数値について

(宇野委員)

- ・「軽微な被害」の数値として示している 10%は被害が大きすぎると思うため、「軽微な被害」は数値の基準なくしてよいと思う。

(山端委員)

- ・兵庫県の基準や、調査事例を基に設定した。
- ・「大きな被害」を 10%の数値にしたほうが良い。

○p28. 加害レベル判定の「集落の農作物の被害状況」に「生産量」だけではなく「生産額」や「生産面積」を追記してよいか

(森山委員)

- ・生産額は農作物ごとに大きく異なるため難しいと思っている。加害レベルの把握は、群れの農作物への依存度を判断するためのものであるため、生産額だけでの判断ではずれた評価になってしまう。

(山端委員)

- ・生産量としたのは、生産額などでは判断が難しいためである。生産者に聞く場合、生産面積ではみんな回答に困り、生産量の方が感覚をつかみやすく答えやすい。

(事務局)

- ・ここでいう生産量は、農林水産省が出している統計の被害量や被害金額、被害面積ではなく、生産者が植えている量の何割かという意味であり、厳密な意味での量ではない。自家消費の方の被害については、被害金額や被害面積を出すことは難しい。

○p28. 加害レベル判定の「人への反応」について追い払い時の反応を含めるか

(宇野委員)

- ・男女を基準に入れることは、老人や子どもで状況が変わるため入れないほうがよい。

(鈴木委員)

- ・ポイント4の「追い払っても逃げない」は削除し、「10m 近づいても逃げないまたは威嚇するサルがいる」にする。

(清野委員)

- ・追い払いは状況（人や手法）によって大きく変わるため、入れないほうがよい。

(事務局)

- ・ポイント2、3は変更なし、ポイント4は「10m 近づいても逃げないまたは威嚇するサ

ルがいる」とする。

○p34. 多頭捕獲において、群れサイズを 30 頭程度と目安にしているが、群れの存続の点から問題ないか。

(山端委員)

- ・要配慮地域以外では加害レベルを下げることを目的とした捕獲であるため、30 頭以下にすると被害対策もしやすいため、目安とするのはわかりやすいと思う。一方で要配慮地域においても同じく群れサイズ 30 頭としているため、要配慮地域では成獣メスが 10 頭を切らないように配慮すると書くと性・年齢構成が必要なが伝わるし、要配慮地域以外との差別化もできるのではないか。(山端委員)

(森光委員)

- ・兵庫県の場合、30 頭を超える群れは成獣メスを 10 頭以上キープしている。ただ、捕獲圧が均一にかかっていない事実があるため、気を付けないと 30 頭いるけど成獣メスの数が少ないということもある。

(事務局)

- ・要配慮地域と要配慮地域以外で書きぶりを分けるか検討する。

○p34. 要配慮地域以外で、加害レベル 3 でも全頭捕獲の対象とする場合、判断にあたって客観的な評価をどのようにするか。

(清野委員)

- ・市街地に頻繁に出没する群れについては、客観的に評価することは難しい。それ以外の群れにおいては、ステップ 2 までモニタリングできていたら、群れの密集度や、すみ分けが難しいかは客観的に判断することができる。
- ・条件を追加するのであれば、分布の前線部の群れは、レベル 3 でも全頭捕獲しても構わないとする。

(森光委員)

- ・コストパスの分布回復と分けて整理しないと、分布の拡大は抑えるといいつつ、コストパスの点からは回復が望ましいとすると、自治体が混乱する恐れがある。

→コストパス上の分布の回復とは異なることを示す必要がある。(清野委員)

(事務局)

- ・客観的な評価指標や基準を作るのは難しいが、コストパスの回復と混同しないように考慮して、記載内容を検討する。

○ 加害レベル判定について

- ・要配慮地域では複数の手法や複数人のチェックによる、精度が高い加害レベル判定が望ましいと追記する。

- ・ 「集落の農作物被害状況」について、軽微な被害の数値は削除し、大きな被害の数値を10%とする。
 - ・ 「集落の農作物被害状況」について、生産額や生産面積での評価は難しい。
 - ・ 「人への反応」について、ポイント4を「10m 近づいても逃げないまたは威嚇するサルがいる」に変更する。
- 捕獲に関する事項について
- ・ 多頭捕獲の記載について、要配慮地域と要配慮地域以外で記載内容を分けるか検討する。
 - ・ 群れの数が多く密集して分布しており、すみ分けを図ることが困難な群れ、あるいは市街地に頻繁に出没するような群れについて、客観的な評価指標や基準を作することは難しい。コストパスの回復と混同しないように考慮して、記載内容を検討する。

■図Ⅱ-2-2 要配慮地域以外及び要配慮地域での捕獲手法の選択の考え方

○図Ⅱ-2-2の示し方について

(宇野委員)

- ・ 要配慮地域以外のステップ3～4のボックスを点線にすることで、加害レベル3～5で実施することが違うように解釈されるかもしれないため、やめたほうがよい。矢印の色も統一したほうがわかりやすい。

○要配慮地域以外に加害レベル5の全頭捕獲について、事前に群れサイズを把握している必要はあるか。

(宇野委員)

- ・ モニタリングステップ1、2を実施して加害レベル5となった場合は捕獲に移行して、捕獲がうまくいかない場合はモニタリングステップ3、4に戻るような図にするのはどうか。

(鈴木委員)

- ・ 全頭捕獲する場合は、捕獲開始する時点では把握できてなくてもよいが、最終的には把握しておかないと全頭捕獲できているかどうかわからない。全頭捕獲をする場合は、群れサイズの把握は必須である。

(清野委員)

- ・ 事前の把握は必須ではない。捕獲を進めるにあたって、成果が出ない場合に、効果的に捕獲する為に群れサイズの把握を始めるということもできる。

(山端委員)

- ・ 本来であれば要配慮地域以外でも群れサイズを把握すべきであるが、群れ数が多く、対処ができないこともあるため、ステップ1、2ができていれば捕獲を始めてもよいとしている。そのことが今の書きぶりで伝わるのか。現在の図では、むしろ加害レベル4～5が

いきなり捕獲できるように見える。

- ・要配慮地域と要配慮地域以外の差をつけるためには、全頭捕獲をするためには要配慮地域は事前の把握が必須とし、要配慮地域以外は捕獲を始めた時点では把握していなくても捕り残しがないように全頭を把握することが望ましいとする。

(事務局)

- ・要配慮地域以外での全頭捕獲は、群れサイズの把握が前提条件ではないが、捕獲を進めながら把握したり、捕獲が上手くいかないときにきちんと把握したうえで進めたりできるようにする。

○要配慮地域以外の加害レベル2～4、4～5のフローについて

(宇野委員)

- ・加害レベル2は何もしなくても多頭捕獲していいように見える。

(鈴木委員)

- ・対策を強化すべき加害群は加害レベル3以上である。このことをレベルの横(左側)にでも示したほうがよい。加害レベル2については、捕獲を強化すべき課題ではないということがわかればよい。
- ・要配慮地域以外のレベル4以上の群れについては捕獲を重視した書き方にする。効果があり現れない場合は、モニタリングステップ3、4を踏まえた計画的な捕獲をするということがわかる図にすることで、要配慮地域と要配慮地域以外の差をつける。レベル3の扱いが悩むが、優先順位的にレベル4に対応をせざるをえない。レベル3は特に何も書かなくてもよいのではないか。

(清野委員)

- ・加害レベルが低い群れはモニタリングコストが高い。そういう群れにおいては無理にモニタリングしなくても捕獲してよいのではないかと考えた。
- ・要配慮地域以外でモニタリングステップ3、4を抜くと、これまでのガイドラインから大きく変わりすぎる気がする。実際にモニタリングを進めている自治体もある。必須ではないが、望ましいは残したほうが負いのではないか。効果的な捕獲に繋がることは間違いない。

(森光委員)

- ・レベル4は捕獲をすると加害レベルは3に下がってくる。優先順位を付けるためには、最低限加害レベルの把握はしないといけない。早期解決を考える場合、捕獲も進めるがモニタリング体制も構築することが重要だと思う。

(山端委員)

- ・加害レベル3は「望ましい」とし、加害レベル4、5は望ましいが捕獲を始めてもよいとする。

(事務局)

- ・加害レベル3は優先順位としては低いですが、群れ数が多いものになるため、何もせずに捕獲をしてもよいとはいえない。要配慮地域以外の加害レベル2～3、4～5のフロー図については、説明の仕方、書き方を再検討する。

○加害レベル0～2の捕獲について。

(江成委員)

- ・捕獲を強化する必要がある加害レベル0～2までは、図Ⅱ-2-2のフロー図にも入れなくてよいのではないか

→初見の自治体の方は混乱するので、フロー図に入れたほうがよいと思う。加害レベル2は捕獲が非常に難しいため、あえて矢印を引く必要はないが、選択肢として捕獲がないわけではない。(清野委員)

(鈴木委員)

- ・加害レベル2の場合は80頭以上いたら、分裂防止のために捕獲を考えていた。加害レベル2は捕獲不要として加害レベル1と同じにするか、加害レベル3にしないために努める、注意するという書き方はどうか。

(山端委員)

- ・加害レベルが2でも捕獲を制限する必要はないと思う。ただきちんと管理して加害レベルを上げないようにする。

(事務局)

- ・加害レベル2は原則捕獲が不要だが、加害レベルを3以上にあげないような対策や、群れサイズが大きい場合などは捕獲が必要であるという書き方を検討する。

○ 図Ⅱ-2-2について

- ・ボックスや矢印がわかりづらい箇所があるため修正する。
- ・加害レベル3以上が、管理を強化する群れであることを明記する。
- ・要配慮地域以外の加害レベル2～3、4～5のフロー図について、説明の仕方、書き方を再検討する。
- ・要配慮地域以外では、加害レベル3以上は、全頭捕獲、多頭捕獲の事前にステップ3、4まで把握していることが望ましいが、捕獲を先行しても構わない。ただし、捕獲がうまくいかない場合、被害軽減効果が出ない場合には、ステップ3、4まで把握し、捕獲を進める。全頭捕獲の場合、群れサイズを把握していないと全頭捕獲したか、確認ができないため、捕獲の途中からでも把握することが必要。
- ・加害レベル2は原則捕獲が不要だが、加害レベルを3以上にあげないような被害防除対策や、群れサイズが大きい場合などは捕獲が必要であるという書き方を検討する。

■技術編

○52p. 要配慮地域以外の加害レベル5は全頭捕獲のみではなく、多頭捕獲も実施してもよい
いか

(宇野委員)

- ・加害レベル5の群れがそんなに多くないのであれば、現状の示し方でよいのではないかと。

(鈴木委員)

- ・捕獲手法について、加害レベルに言及しなくてもよいのではないかと。

(清野委員)

- ・要配慮地域以外では、多頭捕獲の対象は加害レベル4まででよいと思う。早期に解決を図るのであれば、加害レベル5は全頭捕獲としたほうが良い

(山端委員)

- ・絶対に全頭捕獲をしないとイケないというプレッシャーを与えるかもしれないため、加害レベル5でも多頭捕獲を実施するという考えは残してよいと思う

(事務局)

- ・52pの表現について、加害レベルの表現を削除するのか、残す場合は加害レベル3～4が実態に合っているとして修正する。加害レベルを示す場合は、53pは3～5に修正する。

○ 捕獲について

- ・多頭捕獲について、加害レベルの表現を削除する、または加害レベル3～4が対象として実態に合っているとして修正する。

■その他

○集落環境整備、集落環境管理、生息環境管理という用語について

(山端委員)

- ・集落環境管理、集落環境整備は被害防除対策の一つであり、生息環境（森林や山）管理とは異なる。

○表記に関するご指摘

(宇野委員)

- ・頭数（群れサイズ）、個体数（群れサイズ）、群れサイズ（具体的な頭数）となっており、表記がバラバラである。

→群れサイズで統一する。（事務局）

(鈴木委員)

- ・用語説明において、個体群管理と個体数管理は分けて書いている。一方で、p2. 36行目は個体群管理（捕獲）となっており、違和感がある。用語整理と本文の使い方で齟齬が出ている。また、p55. 22行目に生息環境整備という言葉が残っているので統一したほうが

良い。(鈴木委員)

→確認して修正する。(事務局)

議事2 今後のニホンザルの保護・管理の検討方針について

資料2について、事務局より説明。

○今後の課題 最小コストパス解析のデータの更新について

(江成委員)

- ・いつ、誰が、どのように情報を収集して更新するのか明確にすべきである。現時点でも過去の情報であり、本来なら1年ごとに更新することが望ましい。普及以前の話である。

→ガイドラインの改訂ごとに更新できたらと考えている。情報収集にはどれくらいの期間と予算が必要か。(環境省)

→情報収集は解析の前々年度から実施した。今回の作成は部会員が手弁当で行ったため、予算はわからない。市町村や県から情報が収集できるようにすべきである。(江成委員)

(宇野委員)

- ・市町村がデータを持っていたとしても県が集約していないことがある。今回は部会員でエリア単位を分担し、各県から情報収集した。次回は同様のやり方はできない。

(山端委員)

- ・情報収集の体制作りから必要である。担当者のやる気、善意に頼ると継続性がない。環境省が都道府県に収集を義務付け、鳥獣の情報を国が収集することは当然のこととする必要がある。県の意向に任せる方針では進まない。国の政策を進めるにあたって基データが集まらないのは問題である。

○ 今後の課題 最小コストパス解析のデータのアップデート

- ・ いつ、誰が、どのように情報を収集して更新するのか明確にすべきである。
- ・ 1年ごとの更新が望ましい。
- ・ 都道府県から鳥獣の情報がスムーズに収集できる体制になっているのが望ましい。

以上